

国内排出量取引制度小委員会の設置について（案）

平成 22 年 4 月 15 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。
以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、国内排出量取引制度小委員会を置く。
2. 国内排出量取引制度小委員会は、国民各界各層からの意見を聴取しつつ、国内排出量取引制度の在り方について調査審議する。